

道路交通法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月10日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第 1 号

道路交通法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則
(道路交通法施行細則の一部改正)

第 1 条 道路交通法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第20条 略</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 道路運送車両法による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線 を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて、大型自動車、 中型自動車、<u>準中型自動車</u>、普通自動車(原動機が大きさが、総排気量 については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以 下のものを除く。)又は大型特殊自動車を運転しないこと。</p> <p>(安全運転管理者等の届出)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) <u>安全運転管理者等の戸籍抄本若しくは住民票の写し又は運転免許証</u> <u>(以下「免許証」という。)</u>を複写機により複写したもの</p> <p>(2) <u>安全運転管理者にあつては、別記様式第18号の運転管理経歴証明書</u></p> <p>(3) <u>副安全運転管理者にあつては、別記様式第18号の運転管理経歴証明</u> <u>書又は別記様式第19号の運転経歴証明書</u></p> <p>(4) 略</p> <p>4 略</p> <p>(安全運転管理者証又は副安全運転管理者証の交付等)</p>	<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第20条 法第71条第6号の規定により車両等の運転者が遵守しなければなら ない事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 道路運送車両法による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線 を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて、大型自動車、 中型自動車、普通自動車(原動機が大きさが、総排気量については 0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを 除く。)又は大型特殊自動車を運転しないこと。</p> <p>(安全運転管理者等の届出)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の選任に係る届出書には、次に掲げる書類を添付しなければなら ない。</p> <p>(1) <u>安全運転管理者等の戸籍抄本又は住民票の写し</u></p> <p>(2) <u>別記様式第18号の安全運転管理者等の履歴書</u></p> <p>(3) <u>安全運転管理者にあつては、別記様式第19号の運転管理経歴証明書</u></p> <p>(4) <u>副安全運転管理者にあつては、別記様式第19号の運転管理経歴証明</u> <u>書又は別記様式第20号の運転経歴証明書</u></p> <p>(5) 略</p> <p>4 略</p> <p>(安全運転管理者証又は副安全運転管理者証の交付等)</p>

第22条 公安委員会は、前条第1項に規定する選任の届出があった場合において、当該届出に係る安全運転管理者等が施行規則第9条の9第1項又は第2項に規定する要件を備えているときは、別記様式第20号の安全運転管理者証又は副安全運転管理者証（以下「管理者証」という。）を交付するものとする。

2 管理者証の交付を受けた者は、当該管理者証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに、別記様式第21号の再交付申請書を前条第1項の警察署長を経由して、公安委員会に提出し、管理者証の再交付を受けなければならない。

3 略

（緊急自動車の運転資格の審査の手続）

第33条 令第32条の3第1項若しくは第2項、令第32条の3の2第2項又は令第32条の5第1項若しくは第2項に規定する審査を受けようとする者は、公安委員会に審査の申請をしなければならない。

2 略

（緊急自動車の運転資格の審査）

第34条 略

2 前項の審査は、幹線コース及び周回コースの走行（発進、停止及び指示速度での走行を含む。）、交差点の通行（右折及び左折を含む。）、障害物間の通過、直進路における転回並びに急停止の課題について行うものとする。

3 第1項の審査に合格した者については、その者の免許証の備考欄の最下段にその旨の記載を行うものとする。

4 略

（応急救護処置指導者の認定）

第42条 施行規則第33条第5項第2号ニ（施行規則第34条の3第1項第3号において準用する場合を含む。）及び施行規則第38条第8項第2号、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号。次項において「教習課程指定規則」という。）第1条第2項第3号、第3項第3号、第4項第3号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号、第9項第3号及び第10項第3号並びに運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。

第22条 公安委員会は、前条第1項に規定する選任の届出があった場合において、当該届出に係る安全運転管理者等が施行規則第9条の9第1項又は第2項に規定する要件を備えているときは、別記様式第21号の安全運転管理者証又は副安全運転管理者証（以下「管理者証」という。）を交付するものとする。

2 管理者証の交付を受けた者は、当該管理者証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに、別記様式第21号の2の再交付申請書を前条第1項の警察署長を経由して、公安委員会に提出し、管理者証の再交付を受けなければならない。

3 略

（緊急自動車の運転資格の審査の手続）

第33条 令第32条の3、令第32条の4又は令第32条の5第1項若しくは第2項に規定する審査を受けようとする者は、公安委員会に審査の申請をしなければならない。

2 略

（緊急自動車の運転資格の審査）

第34条 略

2 前項の審査は、幹線コース及び周回コースの走行（発進、停止及び指定速度での走行を含む。）、交差点の通行（右折及び左折を含む。）、障害物間の通過、直進路における転回並びに急停止の課題について行うものとする。

3 第1項の審査に合格した者については、その者の運転免許証（以下「免許証」という。）の備考欄の最下段にその旨の記載を行うものとする。

4 略

（応急救護処置指導者の認定）

第42条 施行規則第33条第4項第2号ニ（施行規則第34条の3第1項第3号において準用する場合を含む。）及び施行規則第38条第8項第2号、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号。次項において「教習課程指定規則」という。）第1条第2項第3号、第3項第3号、第4項第3号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号及び第9項第3号並びに運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定規

以下「認定規則」という。)第2条第1号ニの規定により公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者(以下「応急救護処置指導者」という。)の認定は、次のいずれかに該当する者について行うものとする。

(1)・(2) 略

2 公安委員会は、教習指導員その他教習指導員資格者証の交付を受けた者、教習課程指定規則第1条第2項第1号ロ、第3項第1号ロ、第4項第1号ロ、第5項第1号ロ、第6項第1号ロ、第7項第1号ロ、第8項第1号ロ、第9項第1号ロ若しくは第10項第1号ロに掲げる者又は警察職員である者で、応急救護処置指導者となろうとするものに対し、応急救護処置指導者養成講習を行うものとする。

3～5 略

(限定解除審査)

第47条 施行規則第18条の5に規定する限定解除をするための技能の審査(以下「技能審査」という。)は、次の表の左欄に掲げる免許の種類及び同表の中欄に掲げる免許の条件等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる課題について行うものとする。

免許の種類	免許の条件等	課 題
大型自動車第二種免許(以下「大型第二種免許」という。)	<u>「大型車はマイクロバスに限る」旨の限定を付されたもの</u>	幹線コース及び周回コースの走行(発進、停止及び指示速度での走行を含む。以下同じ。)、交差点の通行(右折及び左折を含む。以下同じ。)、曲線コース、屈折コース及び鋭角コースの通過、方向変換、路端における停車及び発進、 ^{かい} 隘路への進入並びに後方間隔
大型自動車免許(以下「大型免許」という。)	<u>「大型車はマイクロバスに限る」又は「大型車は自衛隊用自動車に限る」旨の限定を付されたもの</u>	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、 <u>曲線コース及び屈折コースの通過、方向変換、路端における停車及び発進、^{かい}隘路へ</u>

則」という。)第2条第1号ニの規定により公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者(以下「応急救護処置指導者」という。)の認定は、次のいずれかに該当する者について行うものとする。

(1)・(2) 略

2 公安委員会は、教習指導員その他教習指導員資格者証の交付を受けた者、教習課程指定規則第1条第2項第1号ロ、第3項第1号ロ、第4項第1号ロ、第5項第1号ロ、第6項第1号ロ、第7項第1号ロ、第8項第1号ロ、若しくは第9項第1号ロに掲げる者又は警察職員である者で、応急救護処置指導者となろうとするものに対し、応急救護処置指導者養成講習を行うものとする。

3～5 略

(限定解除審査)

第47条 施行規則第18条の5に規定する限定解除をするための技能の審査(以下「技能審査」という。)は、次の表の左欄に掲げる免許の種類及び同表の中欄に掲げる自動車等の種類の限定の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる課題について行うものとする。

免許の種類	自動車等の種類の限定	課 題
大型自動車第二種免許(以下「大型第二種免許」という。)	<u>マイクロバスに限定されたもの</u>	幹線コース及び周回コースの走行(発進、停止及び指示速度での走行を含む。以下同じ。)、交差点の通行(右折及び左折を含む。以下同じ。)、曲線コース、屈折コース及び鋭角コースの通過、方向変換、路端における停車及び発進、 ^{かい} 隘路への進入並びに後方間隔
大型自動車免許(以下「大型免許」という。)	<u>マイクロバス又は自衛隊用自動車に限定されたもの</u>	大型第二種免許の項に掲げる課題(鋭角コースの通過を除く。)

大型自動車仮免許（以下「大型仮免許」という。）	<u>「大型車はマイクロバスに限る」又は「大型車は自衛隊用自動車に限る」旨の限定を付されたもの</u>	略
中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）	<u>「中型車は中型車（8トン）に限る」又は「中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（5トン）に限る」旨の限定を付されたもの</u>	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、曲線コース、屈折コース及び鋭角コースの通過、方向変換、路端における停車及び発進、隘路への進入並びに後方間隔（AT限定条件が付されている場合にあつては、坂道コースの通過（坂道における一時停止及び発進を含む。以下同じ。）を含む。）
	<u>「準中型車（5トン）、普通車及び旅客車は自三車、軽車（360）に限る」又は「準中型車（5トン）及び普通車の旅客車は自三車に限る」旨の限定を付されたもの</u>	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行並びに曲線コース、屈折コース及び鋭角コースの通過
中型自動車免許（以下「中型免許」という。）	<u>「中型車は中型車（8トン）に限る」旨の限定を付されたもの</u>	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、曲線コース及び屈折コースの通過、方向変換、路端における停車及び発進、隘路への進入並びに後方間隔（AT限定条件が付されている場合にあつては、坂道コー

大型自動車仮免許（以下「大型仮免許」という。）	<u>マイクロバス又は自衛隊用自動車に限定されたもの</u>	略
中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）	<u>中型自動車は、8トン未満に限定されたもの</u>	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、曲線コース、屈折コース及び鋭角コースの通過、方向変換、路端における停車及び発進、隘路への進入並びに後方間隔（オートマチック車に限定された条件が付されている場合にあつては、坂道コースの通過（坂道における一時停止及び発進を含む。以下同じ。）を含む。）
中型自動車免許（以下「中型免許」という。）	<u>中型自動車は、8トン未満に限定されたもの</u>	中型第二種免許の項に掲げる課題（鋭角コースの通過を除く。）

		スの通過を含む。)
中型自動車仮免許 (以下「 <u>中型仮免許</u> 」という。)	<u>「中型車は中型車 (8トン) に限る」旨の限定を付されたもの</u>	略
準中型自動車免許 (以下「 <u>準中型免許</u> 」という。)	<u>「準中型で運転できる準中型車は準中型車 (5トン) に限る」旨の限定を付されたもの</u>	<u>幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、曲線コース及び屈折コースの通過及び方向変換 (AT限定条件が付されている場合にあつては、坂道コースの通過を含む。)</u>
	<u>「準中型車 (5トン) 及び普通車は自三車、軽車 (360) に限る」旨の限定を付されたもの</u>	<u>幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行並びに曲線コース及び屈折コースの通過</u>
準中型自動車仮免許 (以下「 <u>準中型仮免許</u> 」という。)	<u>「準中型で運転できる準中型車は準中型車 (5トン) に限る」旨の限定を付されたもの</u>	<u>施行規則第24条第1項の表の準中型仮免許の技能試験の課題に準ずる課題</u>
普通自動車第二種免許 (以下「 <u>普通第二種免許</u> 」という。)	<u>「普通車はAT車に限る」又は「普通車の旅客車はAT車に限る」旨の限定を付されたもの</u>	略
普通自動車免許 (以下「 <u>普通免許</u> 」という。)	<u>「普通車はAT車に限る」旨の限定を付されたもの</u>	<u>幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道、踏切、曲線コース、屈折コース、坂道コース及</u>

中型自動車仮免許 (以下「 <u>中型仮免許</u> 」という。)	<u>中型自動車は、8トン未満に限定されたもの</u>	略
普通自動車第二種免許 (以下「 <u>普通第二種免許</u> 」という。)	<u>旅客車が自動三輪車又は軽自動車に限定されたもの</u> <u>オートマチック車に限定されたもの</u>	<u>幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行並びに曲線コース、屈折コース及び鋭角コースの通過</u> 略
普通自動車免許 (以下「 <u>普通免許</u> 」という。)	<u>自動三輪車若しくは軽自動車に限定され、又は総重量若しくは長さ若しくは幅を一定の重</u>	<u>普通第二種免許の項に掲げる旅客車が自動三輪車又は軽自動車に限定されたものに係る課題 (鋭角コースの</u>

		び障害物設置場所の通過並びに方向変換
	「普通車は軽車（360）に限る」又は「普通車は軽車（550）に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行並びに曲線コース及び屈折コースの通過
	「1.5トン以下の車両に限る」、「1.2トン以下の車両に限る」、「長さ4.7メートル、幅1.7メートル以下の車両に限る」旨等の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行並びに曲線コース及び屈折コースの通過
	「普通車はミニカーに限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道、踏切、曲線コース、屈折コース、坂道コース及び障害物設置場所の通過並びに方向変換
普通自動車仮運転免許（以下「普通仮免許」という。）	「普通車はAT車に限る」旨の限定を付されたもの	略
大型特殊自動車第二種免許（以下「大型特殊第二種免許」という。）	「大特車はカタピラ車に限る」旨の限定を付されたもの	略
大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）	「大特車はカタピラ車に限る」又は「大特車は農耕車に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過並びに方向変換
けん引第二種免許	「けん引はカタピラ車に	幹線コース及び周回コース

	量若しくは大きさ以下に限定されたもの	通過を除く。）
	オートマチック車に限定されたもの	普通第二種免許の項に掲げるオートマチック車に限定されたものに係る課題（鋭角コースの通過を除く。）
	ミニカーに限定されたもの	普通免許の項に掲げるオートマチック車に限定されたものに係る課題
普通自動車仮運転免許（以下「普通仮免許」という。）	オートマチック車に限定されたもの	略
大型特殊自動車第二種免許（以下「大型特殊第二種免許」という。）	カタピラを有する自動車に限定されたもの	略
大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）	カタピラを有する自動車又は農耕作業用自動車に限定されたもの	大型特殊第二種免許の項に掲げる課題
けん引第二種免許	カタピラを有する大型	大型特殊第二種免許の項に

許	限る」又は「セミトレーラー以外の総重量2トン未満の被牽引車に限る」旨の限定を付されたもの	の走行、交差点の通行、曲線コース、横断歩道及び踏切の通過並びに方向変換
けん引免許	「けん引はカタピラ車に限る」、「けん引は農耕車に限る」又は「セミトレーラー以外の総重量2トン未満の被牽引車に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、曲線コース、横断歩道及び踏切の通過並びに方向変換
大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）	「二輪車は排気量0.650リットル以下のAT車に限る」又は「二輪車は排気量0.650リットル以下の特定二輪のAT車に限る」旨の限定を付されたもの	略
普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）	「普通二輪はAT車に限る」、「普通二輪は小型二輪に限る」又は「普通二輪は特定二輪のAT車に限る」旨の限定を付されたもの	略

許	特殊自動車によるけん引に限定されたもの又はセミトレーラー以外の総重量2トン未満の被けん引車に限定されたもの	掲げる課題及び曲線コースの通過
けん引免許	カタピラを有する大型特殊自動車若しくは農耕作業用大型特殊自動車によるけん引に限定されたもの又はセミトレーラー以外の総重量2トン未満の被けん引車に限定されたもの	けん引第二種免許の項に掲げる課題
大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）	排気量0.650リットル以下のオートマチック車又は道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第33号。以下「平成21年改正府令」という。）附則第2項に規定する特定大型自動二輪車（以下「特定大型自動二輪車」という。）に限定されたもの	略
普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）	小型二輪、オートマチック車又は平成21年改正府令附則第3項に規定する特定普通自動二輪車（以下「特定普通自動二輪車」という。）に限定されたもの	略

2 略

- (1) 大型第二種免許、大型免許、中型第二種免許、中型免許、準中型免許、普通第二種免許、普通免許、大型特殊第二種免許、大型特殊免許、牽引第二種免許、牽引免許、普通二輪免許、大型仮免許又は中型仮免許で自動車等の種類を限定されたもの（普通免許でミニカーに限定されたものを除く。） おおむね1,200メートル
- (2) 普通免許でミニカーに限定されたもの又は準中型仮免許若しくは普通仮免許で自動車等の種類を限定されたもの おおむね2,000メートル
- (3) 略

3 略

- (1) 略
- (2) 第一種免許又は準中型仮免許若しくは普通仮免許に係る技能審査にあっては、70パーセント以上の成績であること。
- (3) 略

4 略

(技能試験官)

第56条 略

- (1)・(2) 略
- (3) その者が従事する技能試験に用いられる自動車に係る免許（仮免許を除く。）を現に受けており、かつ、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転経験の期間が通算して3年以上の者であること。ただし、大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る免許についての技能試験にあっては、これらの自動車の運転経験の期間が通算して3年以上の者であること。
- (4) 略

2 略

(指定旅客自動車教習所)

第62条 公安委員会は、法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所のうち、法第85条第11項に規定する旅客自動車の運転に関する教習を行

2 技能審査は、次の各号に掲げる免許の種類及び自動車等の種類の限定の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を走行させて行うものとする。

- (1) 大型第二種免許、大型免許、中型第二種免許、中型免許、普通第二種免許、普通免許、大型特殊第二種免許、大型特殊免許、牽引第二種免許、牽引免許、普通二輪免許、大型仮免許又は中型仮免許で自動車等の種類を限定されたもの（普通免許でミニカーに限定されたものを除く。） おおむね1,200メートル
- (2) 普通免許でミニカーに限定されたもの又は普通仮免許で自動車等の種類を限定されたもの おおむね2,000メートル
- (3) 略

3 技能審査の合格基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 略
- (2) 第一種免許又は普通仮免許に係る技能審査にあっては、70パーセント以上の成績であること。
- (3) 略

4 略

(技能試験官)

第56条 施行規則第24条第8項の規定による技能試験に従事する警察職員（以下「技能試験官」という。）の指定は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから警察本部長の選考に基づき行うものとする。

- (1)・(2) 略
- (3) その者が従事する技能試験に用いられる自動車に係る免許（仮免許を除く。）を現に受けており、かつ、大型自動車又は普通自動車の運転経験の期間が通算して3年以上の者であること。ただし、大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る免許についての技能試験にあっては、これらの自動車の運転経験の期間が通算して3年以上の者であること。

(4) 略

2 略

(指定旅客自動車教習所)

第62条 公安委員会は、法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所のうち、法第85条第10項に規定する旅客自動車の運転に関する教習を行

うもの又は同項に規定する旅客用車両を牽引する牽引自動車の運転に関する教習を行うもの（以下「旅客自動車教習所」という。）で職員、設備等に関する次に掲げる基準に適合するものを、当該旅客自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき、令第34条第3項第2号又は第4項第2号の規定により指定旅客自動車教習所として指定するものとする。

(1)～(5) 略

(6) 技能教習の区分及び学科教習の科目並びにこれらの区分及び科目ごとの教習時間は、警察本部長が定める基準に適合していること。

(7) 略

2～9 略

(限定解除に係る技能教習及び技能審査)

第66条 運転することができる自動車等の種類を限定された者の限定解除に係る技能教習の教習時間の基準は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる教習時間のとおりとする。

運転することができる自動車等の種類を限定された免許を受けている者の区分	教習時間
<u>運転できる準中型自動車「準中型車（5トン）及び普通車は自三車、軽車（360）に限る」旨の限定を付された準中型免許を受けている者</u>	<u>準中型自動車による4時限</u>
<u>運転できる普通自動車「普通車は軽車（360）に限る」旨の限定を付された普通免許を受けている者</u>	<u>普通自動車による4時限</u>
運転できる大型特殊自動車がカタピラを有する自動車（車輪を有するものを除く。）又は農耕作業用自動車に限定された大型特殊免許を受けている者	略
略	
小型限定普通二輪免許を受けている者に係るAT限定での小型限定（小型限定普通二輪免許からAT限定普通二輪免許にする場合）	略

うもの又は同項に規定する旅客用車両を牽引する牽引自動車の運転に関する教習を行うもの（以下「旅客自動車教習所」という。）で職員、設備等に関する次に掲げる基準に適合するものを、当該旅客自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき、令第34条第3項第2号又は第4項第2号の規定により指定旅客自動車教習所として指定するものとする。

(1)～(5) 略

(6) 技能教習の区分及び学科教習の科目並びにこれらの区分及び科目ごとの教習時間が別表第4に掲げる基準に適合していること。ただし、既に第二種免許の受験資格を有する者に対する技能教習の時間については、同表に掲げる段階的時限数の2分の1以上とすること。

(7) 略

2～9 略

(限定解除に係る技能教習及び技能審査)

第66条 運転することができる自動車等の種類を限定された者の限定解除に係る技能教習の教習時間の基準は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる教習時間のとおりとする。

運転することができる自動車等の種類を限定された免許を受けている者の区分	教習時間
<u>道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第6条第10号又は第11号に規定する運転できる普通自動車が旧自動三輪車及び旧軽自動車又は旧軽自動車に限定された普通免許とみなされる普通免許を受けている者（免許の失効により同様の条件が付された普通免許を受けている者を含む。）</u>	<u>普通自動車による4時限</u>
運転できる大型特殊自動車がカタピラを有する自動車（車輪を有するものを除く。）又は農耕作業用自動車に限定された大型特殊免許を受けている者	略
略	
小型限定普通二輪免許を受けている者に係るAT限定での小型限定（小型限定普通二輪免許からAT限定普通二輪免許にする場合）	略

運転できる準中型自動車「準中型車は5トン未満に限る」旨の限定を付された準中型免許を受けている者	準中型自動車 (車両総重量が5トン未満でないこと。) による4時限
運転できる準中型自動車「準中型車は5トン未満のAT車に限る」旨の限定を付された準中型免許を受けている者	準中型自動車 (車両総重量5トン未満でないこと。) による8時限
運転できる中型自動車「中型車は8トン未満に限る」旨の限定を付された中型免許を受けている者	略
運転できる中型自動車「中型車は8トン未満のAT車に限る」旨の限定を付された中型免許を受けている者	略
「運転できる中型車がなく、準中型車は5トン未満の車両に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者	バス型の中型自動車による 11時限
「運転できる中型車がなく、準中型車は5トン未満のAT車に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者	バス型の中型自動車による 15時限
運転できる中型自動車「中型車は8トン未満に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者	略
運転できる中型自動車「中型車は8トン未満のAT車に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者	略
運転できる中型自動車及び準中型自動車「準中型及び中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車(5トン)に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者(「準中型車は5トン未満に限る」旨の限定解除に限る。)	準中型自動車 (車両総重量5トン未満でないこと。) による4時限
運転できる中型自動車及び準中型自動車「準中型及び中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準	中型自動車による11時限

運転できる中型自動車「中型車は8トン未満に限る」旨の限定を付された中型免許を受けている者	略
運転できる中型自動車「中型車は8トン未満のAT車に限る」旨の限定を付された中型免許を受けている者	略
運転できる中型自動車「中型車は8トン未満に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者	略
運転できる中型自動車「中型車は8トン未満のAT車に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者	略

中型車（5トン）に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者（「中二で運転できる中型車はない」旨の限定解除に限る。）	
運転できる中型自動車及び準中型自動車が「準中型及び中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（5トン）に限る」及び「準中型車（5トン）と普通車はAT車に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者（「中二で運転できる中型車はない」又は「準中型車（5トン）と普通車はAT車に限る」旨の限定解除に限る。）	中型自動車による15時限
運転できる中型自動車及び準中型自動車が「準中型及び中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（5トン）に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者	バス型の中型自動車による11時限
運転できる中型自動車及び準中型自動車が「準中型及び中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（5トン）に限る」及び「準中型車（5トン）と普通車はAT車に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者	バス型の中型自動車による15時限
運転できる大型自動車が「自衛隊用自動車に限る」旨の限定を付された大型免許を受けている者	略
備考 (1)・(2) 略 (3) <u>道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第33号）附則第2項に規定する特定大型自動二輪車又は同令附則第3項に規定する特定普通自動二輪車の限定を付された大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者が当該限定を解除する場合の教習時間は、それぞれの排気量に応じたオートマチック車により、当該特定大型自動二輪車にあつては3時限、当該特定普通自動二輪車にあつては2時限とする。</u>	

2～4 略

(認知機能検査)

第71条の3 法第101条の4第2項の認知機能検査（以下「認知機能検査」

運転できる大型自動車が「自衛隊用自動車に限る」旨の限定を付された大型免許を受けている者	略
備考 (1)・(2) 略 (3) 特定大型自動二輪車又は特定普通自動二輪車の限定を付された大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者が当該限定を解除する場合の教習時間は、それぞれの排気量に応じたオートマチック車により、特定大型自動二輪車にあつては3時限、特定普通自動二輪車にあつては2時限とする。	

2～4 略

(認知機能検査)

第71条の3 法第101条の4第2項の認知機能検査（以下「認知機能検査」

という。)は、小豆運転免許更新センター及び公安委員会の委託を受けた自動車教習所(法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所をいう。第71条の5において同じ。)において行うものとする。

(医師の届出等の手続)

第71条の4 略

(臨時認知機能検査)

第71条の5 法第101条の7第1項の規定による臨時の認知機能検査は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター、善通寺運転免許更新センター及び公安委員会の委託を受けた自動車教習所において行うものとする。

(臨時適性検査の医師の認定の公示)

第71条の6 略

(診断書の提出命令)

第71条の7 法第102条第1項から第3項までの規定による診断書の提出命令は、書面により行うものとする。

(臨時適性検査の通知)

第72条 法第102条第6項の規定による臨時適性検査の通知は、書面により行うものとする。

(運転経歴証明書の交付申請の手続)

第77条の2 施行規則第30条の10第1項の規定による運転経歴証明書交付申請書の提出は、別記様式第46号の運転経歴証明書交付(再交付)申請書により、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター又は小豆運転免許更新センターに行わなければならない。ただし、前条第1項の申請書の提出と同時に行う運転経歴証明書交付申請書の提出については、善通寺運転免許更新センター又は交付を受けようとする者の住所地を管轄する警察署長を経由して行うことができる。

2 略

(運転経歴証明書の記載事項の変更届出の手続)

という。)は、小豆運転免許更新センター及び公安委員会の委託を受けた自動車教習所(法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所をいう。)において行うものとする。

(医師の届出等の手続)

第71条の4 略

(臨時適性検査の医師の認定の公示)

第71条の5 略

(臨時適性検査の通知)

第72条 法第102条第6項の規定による臨時適性検査の通知は、別記様式第46号の臨時適性検査通知書により行うものとする。

(運転経歴証明書の交付申請の手続)

第77条の2 施行規則第30条の10第1項の規定による運転経歴証明書交付申請書の提出は、別記様式第46号の2の運転経歴証明書交付(再交付)申請書により、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は善通寺運転免許更新センターに行わなければならない。ただし、前条第1項の申請書の提出と同時に行う運転経歴証明書交付申請書の提出については、交付を受けようとする者の住所地を管轄する警察署長を経由して行うことができる。

2 略

(運転経歴証明書の記載事項の変更届出の手続)

第77条の3 施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出は、別記様式第46号の2の運転経歴証明書記載事項変更届出書により、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター若しくは善通寺運転免許更新センター又は警察署、さぬき警察署長尾交番若しくは丸亀警察署多度津交番に行わなければならない。

(運転経歴証明書の再交付の申請の手続)

第77条の4 施行規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書再交付申請書の提出は、別記様式第46号の運転経歴証明書交付(再交付)申請書により、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター又は小豆運転免許更新センターに行わなければならない。

(運転習熟指導員の審査)

第99条 略

2 略

3 公安委員会は、第1項の審査に合格した者に対して、別記様式第58号の運転習熟指導員資格審査合格証明書を交付するものとする。

別表第2 (第38条、第73条、第79条関係)
略

第77条の3 施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出は、別記様式第46号の3の運転経歴証明書記載事項変更届出書により、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター若しくは善通寺運転免許更新センター又は警察署、さぬき警察署長尾交番若しくは丸亀警察署多度津交番に行わなければならない。

(運転経歴証明書の再交付の申請の手続)

第77条の4 施行規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書再交付申請書の提出は、別記様式第46号の2の運転経歴証明書交付(再交付)申請書により、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター又は小豆運転免許更新センターに行わなければならない。

(運転習熟指導員の審査)

第99条 略

2 略

3 公安委員会は、第1項の審査に合格した者に対して、別記様式第58号の運転習熟指導員資格審査合格証書を交付するものとする。

別表第2 (第38条、第73条、第79条関係)
略

別表第3 削除

別表第4 (第62条関係)

1 技能教習の区分及び教習時間の基準

受けようとする第二種免許に係る自動車の種類	教習区分 現に受けている免許の種類	教習時間			
		第1段階	第2段階	第3段階	計
大型自動車	大型免許	4時限	8(4)時限	12(8)時限	24(12)時限

	中型免許	6 時限	10(6) 時限	16(10) 時限	32(16) 時限
	8 t 限定免許	7 時限	12(7) 時限	19(12) 時限	38(19) 時限
	A T 車 8 t 限定 免許	8 時限	13(8) 時限	21(14) 時限	42(22) 時限
	普通免許	7 時限	15(9) 時限	22(13) 時限	44(22) 時限
	A T 車限定免許	8 時限	16(10) 時限	24(15) 時限	48(25) 時限
	大型特殊免許 (無 限定)	11時限	22(15) 時限	33(18) 時限	66(33) 時限
	大型特殊免許 (カ タピラ)	12時限	26(17) 時限	38(21) 時限	76(38) 時限
中型自動車	大型免許	4 時限	7(4) 時限	11(7) 時限	22(11) 時限
	中型免許	4 時限	7(4) 時限	11(7) 時限	22(11) 時限
	8 t 限定免許	5 時限	10(6) 時限	15(9) 時限	30(15) 時限
	A T 車 8 t 限定 免許	6 時限	11(7) 時限	17(11) 時限	34(18) 時限
	普通免許	6 時限	12(7) 時限	18(11) 時限	36(18) 時限
	A T 車限定免許	7 時限	13(8) 時限	20(13) 時限	40(21) 時限
	大型特殊免許 (無 限定)	10時限	20(12) 時限	30(18) 時限	60(30) 時限
	大型特殊免許 (カ タピラ)	12時限	24(16) 時限	36(20) 時限	72(36) 時限
普通自動車	大型免許	4 時限	8(4) 時限	12(8) 時限	24(12) 時限
	中型免許	4 時限	8(4) 時限	12(8) 時限	24(12) 時限

	8 t 限定免許	4 時限	8 (4) 時限	12 (8) 時限	24 (12) 時限
	A T 車 8 t 限定 免許	5 時限	9 (5) 時限	14 (10) 時限	28 (15) 時限
	普通免許	5 時限	9 (5) 時限	14 (9) 時限	28 (14) 時限
	A T 車 限定免許	6 時限	10 (6) 時限	16 (11) 時限	32 (17) 時限
	大型特殊免許 (無 限定)	10 時限	19 (12) 時限	29 (17) 時限	58 (29) 時限
	大型特殊免許 (カ タピラ)	11 時限	23 (15) 時限	34 (19) 時限	68 (34) 時限
オートマ チック車	大型免許	4 時限	8 (4) 時限	12 (8) 時限	24 (12) 時限
	中型免許	4 時限	8 (4) 時限	12 (8) 時限	24 (12) 時限
	8 t 限定免許	4 時限	8 (4) 時限	12 (8) 時限	24 (12) 時限
	A T 車 8 t 限定 免許	5 時限	9 (5) 時限	14 (10) 時限	28 (15) 時限
	普通免許	5 時限	9 (5) 時限	14 (9) 時限	28 (14) 時限
	A T 車 限定免許	6 時限	10 (6) 時限	16 (11) 時限	32 (17) 時限
	大型特殊免許 (無 限定)	9 時限	18 (4) 時限	27 (16) 時限	54 (20) 時限
	大型特殊免許 (カ タピラ)	11 時限	21 (12) 時限	32 (20) 時限	68 (32) 時限
大型特殊自 動車 (無限 定)	大型免許	3 時限	6 時限	9 時限	18 時限
	中型免許 (8 t 限 定免許・A T 車 8 t 限定免許を含む。)	3 時限	6 時限	9 時限	18 時限
	普通免許 (A T 車 限定免許を含む。)	3 時限	6 時限	9 時限	18 時限

	大型特殊免許（無 限定）	2時限	4時限	6時限	12時限
	大型特殊免許（カ タピラ）	3時限	6時限	9時限	18時限
大型特殊自 動車（カタ ピラ）	大型免許	3時限	5時限	8時限	16時限
	中型免許（8 t 限 定免許・AT車8 t 限定免許を含む。）	3時限	5時限	8時限	16時限
	普通免許（AT車 限定免許を含む。）	3時限	5時限	8時限	16時限
	大型特殊免許（無 限定）	2時限	3時限	5時限	10時限
	大型特殊免許（カ タピラ）	2時限	3時限	5時限	10時限
けん 引自動車	対応する免許	2時限	4時限	6時限	12時限
備考					
(1) この表において、教習時間は、1 教習時限につき50分とする。					
(2) () は内数で、路上教習の時限数を示す。					

2 学科教習の科目及び教習時間の基準

教習科目	教習時間
指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する 規則（平成10年国家公安委員会規則第13号）別表 第5第1号及び第4号並びに別表第6第5号に掲 げる事項	24時限
備考 この表において、教習時間は、1 教習時限につき50分とする。	

別記様式第8号（第9条関係）

緊急自動車指定申請書 道路維持作業用自動車		年 月 日
香川県公安委員会 殿		
申請者 住所 氏名 ⑩ 電話 ()		
用	途	
使用者	住所	
	氏名	
申請車両	種類	<input type="checkbox"/>
		大 中 準 普 大 小 大 普 乗 貨 兼 型 型 中 通 特 型 自 自 用 物 用 型 型 型 通 特 型 二 二
	車名、型式及び年式	番号標号
自動車の使用の本拠の	位置	
	名称	
指定を必要とする理由		
現在指定を受けている自動車の台数		台

- 備考 1 申請者又は使用者が法人であるときは、申請者の欄又は使用者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 当該自動車検査証の写しを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第8号（第9条関係）

緊急自動車指定申請書 道路維持作業用自動車		年 月 日
香川県公安委員会 殿		
申請者 住所 氏名 ⑩ 電話 ()		
用	途	
使用者	住所	
	氏名	
申請車両	種類	<input type="checkbox"/>
		大 中 普 大 小 大 普 乗 貨 兼 型 型 通 特 型 自 自 用 物 用 型 型 型 通 特 型 二 二
	車名、型式及び年式	番号標号
自動車の使用の本拠の	位置	
	名称	
指定を必要とする理由		
現在指定を受けている自動車の台数		台

- 備考 1 申請者又は使用者が法人であるときは、申請者の欄又は使用者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 当該自動車検査証の写しを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第9号（第9条関係）

緊急自動車届出書 道路維持作業用自動車			
			年 月 日
香川県公安委員会 殿			
		住所 届出者 氏名	⑩
		電話 ()	
用	途		
構造・装置			
使用者	住所		
	氏名		
届出車 両	種類	<input type="checkbox"/>	
		大 中 進 普 大 小 大 普 乘 貨 兼 型 型 中 通 特 特 自 自 用 物 用 二 二	
車名、型式及び年式		番号 の番	標号
自動車 の 使用の本 拠	位置		
	名称		
現在届出をしている自動車の台数			台

- 備考 1 届出者又は使用者が法人であるときは、届出者の欄又は使用者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 当該自動車検査証の写しを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第9号（第9条関係）

緊急自動車届出書 道路維持作業用自動車			
			年 月 日
香川県公安委員会 殿			
		住所 届出者 氏名	⑩
		電話 ()	
用	途		
構造・装置			
使用者	住所		
	氏名		
届出車 両	種類	<input type="checkbox"/>	
		大 中 普 大 小 大 普 乘 貨 兼 型 型 通 特 特 自 自 用 物 用 二 二	
車名、型式及び年式		番号 の番	標号
自動車 の 使用の本 拠	位置		
	名称		
現在届出をしている自動車の台数			台

- 備考 1 届出者又は使用者が法人であるときは、届出者の欄又は使用者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 当該自動車検査証の写しを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第18号 (第21条関係)

安全運転管理者等の履歴書			
(ふりがな)			
住 所			
(ふりがな)			
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日生 (歳)		
年 月 日	経 歴	事 項	備 考
賞 罰 (特に欠格事 項の有無)			
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			
氏 名			
㊟			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第19号～別記様式第21号の2 略

別記様式第18号～別記様式第21号 略

別記様式第31号 (第33条関係)

緊急自動車運転資格審査申請書																	
年 月 日																	
香川県公安委員会 殿																	
氏名・生年月日				年 月 日													
本籍・国籍																	
住所																	
審査に係る緊急自動車の種類				中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪													
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会			公安委員会													
	交付年月日			年 月 日			有効期間		年 月 日								
	免許証番号			第 号													
	第一種	二・小・原		年 月 日													
	免許	その他		年 月 日													
	第二種免許			年 月 日													
	免許の種類			大	中	準	普	大	大	普	小	牽	大	中	普	大	牽
免許の種類			型	型	型	通	特	二	自	自	付	引	二	二	二	二	二
免許の条件																	
緊急自動車の使用者			所在地														
			職名														
			氏名		国												

- 備考 1 本籍・国籍欄は、日本の国籍を有する者は本籍、その他の者は国籍を記載すること。
- 2 審査に係る緊急自動車の種類欄及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 緊急自動車の使用者欄の印は、公印を用いること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第31号 (第33条関係)

緊急自動車運転資格審査申請書																	
年 月 日																	
香川県公安委員会 殿																	
氏名・生年月日				年 月 日													
本籍・国籍																	
住所																	
審査に係る緊急自動車の種類				中型 普通 大自二 普自二 小型二輪													
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会			公安委員会													
	交付年月日			年 月 日			有効期間		年 月 日								
	免許証番号			第 号													
	第一種	二・小・原		年 月 日													
	免許	その他		年 月 日													
	第二種免許			年 月 日													
	免許の種類			大	中	普	大	大	普	小	原	牽	大	中	普	大	牽
免許の種類			型	型	通	特	二	自	自	特	付	引	二	二	二	二	二
免許の条件																	
緊急自動車の使用者			所在地														
			職名														
			氏名		国												

- 備考 1 本籍・国籍欄は、日本の国籍を有する者は本籍、その他の者は国籍を記載すること。
- 2 審査に係る緊急自動車の種類欄及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 緊急自動車の使用者欄の印は、公印を用いること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第35号 削除

別記様式第35号 (第44条関係)

資料区分	58								
生年月日	明治	1	大正	2	昭和	3	平成	4	年 月 日
免許証番号									
登録年月日	年	月	日						
登録番号									
受付場所									
条件コード									

限定解除審査申請書			年 月 日
香川県公安委員会 殿			
氏 名		連絡先電話番号	
限定解除審査を受けようとする者に係る免許の条件		市外局番	番
新 条 件			

免許証の写し	
--------	--

審査免除の事由	教習所技能審査合格				
審査結果	審査年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
技 能					
確 認 印					

- 注意事項 1 色のついているところを、黒色ペン又は黒色ボールペンで記入してください。
- 2 文字はかい書で、数字はアラビア数字で丁寧に記入してください。

別記様式第46号（第72条関係）

（その1） 運転免許試験（仮運転免許の試験を除く。）に合格した者

臨時適性検査通知書

第 号
年 月 日

住 所

殿

香川県公安委員会 印

道路交通法第102条第1項第4項に規定する臨時適性検査を下記のとおり実施するので通知
します。

なお、やむを得ない理由がなく検査を受けない場合は、運転免許の拒否保留の処分を受
けることとなります。

検 査 期 日	
検 査 場 所	
検 査 を 行 う 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(その2)

運転免許（仮運転免許を除く。）を受けた者用

臨時適性検査通知書

第 号
年 月 日

住 所

殿

香川県公安委員会 印

第2項
第3項
第4項
第5項
道路交通法第102条に規定する臨時適性検査を下記のとおり実施するので通知

します。

なお、やむを得ない理由がなく検査を受けない場合は、運転免許の取消しの処分を受けることとなります。

検 査 期 日	
検 査 場 所	
検 査 を 行 う 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(その3)

仮運転免許の試験に合格した者用

臨時適性検査通知書

第 号
年 月 日

住 所

殿

香川県公安委員会 印

道路交通法第102条第4項に規定する臨時適性検査を下記のとおり実施するので通知
します。

検 査 期 日	
検 査 場 所	
検 査 を 行 う 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(その4)

仮運転免許を受けた者用

臨時適性検査通知書

第 号
年 月 日

住 所

殿

香川県公安委員会 印

道路交通法第102条^{第4項}_{第5項}に規定する臨時適性検査を下記のとおり実施するので通知
します。

なお、やむを得ない理由がなく検査を受けない場合は、仮運転免許の取消しの処分
を受けることとなります。

検 査 期 日	
検 査 場 所	
検 査 を 行 う 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第46号の2・別記様式第46号の3 略

別記様式第46号・別記様式第46号の2 略

別記様式第47号（第76条関係）

再試験に係る取消処分通知書

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

香川県公安委員会 ㊤

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
運転免許の種類	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
取消しに係る 免許の種類	<input type="checkbox"/> 準中型 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大自二 <input type="checkbox"/> 普自二 <input type="checkbox"/> 原付
処 分 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第47号（第76条関係）

再試験に係る取消処分通知書

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

香川県公安委員会 ㊤

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
運転免許の種類	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
取消しに係る 免許の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大自二 <input type="checkbox"/> 普自二 <input type="checkbox"/> 原付
処 分 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第49号（第89条関係）

第	号
初心運転者講習終了証明書	
住所	
氏名	
年 月 日生	
免許の種類	
上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を終了した者であることを証明する。	
年 月 日	
香川県公安委員会 印	

- 備考 1 指定講習機関が講習を実施する場合は、「香川県公安委員会」は、「指定講習機関名及び管理者」とすること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第49号（第89条関係）

第	号
初心運転者講習終了証明書	
住所	
氏名	
年 月 日生	
講習の種類	
上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を終了した者であることを証明する。	
年 月 日	
香川県公安委員会 印	

- 備考 1 指定講習機関が講習を実施する場合は、「香川県公安委員会」は、「指定講習機関名及び管理者」とすること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第50号（第93条関係）

初心運転者講習移送通知書

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

香川県公安委員会 ㊟

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
講習をしようとする理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第50号（第93条関係）

初心運転者講習移送通知書

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

香川県公安委員会 ㊟

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
講習の種類	
講習をしようとする理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第57号 (第99条関係)

運転習熟指導員資格審査申請書										
年 月 日										
香川県公安委員会 殿										
住所 申請者 氏名 ㊟										
特定講習の 指 導 員	種 別	運転習熟指導員 (準中型免許・普通免許・大型二輪免許・普通 二輪免許・原付免許)								
	講習終了日									
資格審査を 受けようと する者	本 籍									
	住 所									
	氏 名									
現 有 免 許	公安委員会				交 付 日		年 月 日			
	免許番号		第 号		有 効 年		年の誕生日まで有効			
	免許 年月 日	第 一 種	二・小・原		年 月 日		免 許 の 種 類			
		そ の 他		年 月 日						
第 二 種 免 許		年 月 日								
現 有 資 格	教 習 指 導 員	普通二輪		年 月 日		警察庁方式運転適性検査 (認定資格)				
		大型二輪		年 月 日						
		普 通		年 月 日						
		準 中 型		年 月 日		第 号 年 月 日				
		中 型		年 月 日						
大 型		年 月 日								

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第57号 (第99条関係)

運転習熟指導員資格審査申請書										
年 月 日										
香川県公安委員会 殿										
住所 申請者 氏名 ㊟										
特定講習の 指 導 員	種 別	運転習熟指導員 (普通免許・大型二輪免許・普通二輪免許・原 付免許)								
	講習終了日									
資格審査を 受けようと する者	本 籍									
	住 所									
	氏 名									
現 有 免 許	公安委員会				交 付 日		年 月 日			
	免許番号		第 号		有 効 年		年の誕生日まで有効			
	免許 年月 日	第 一 種	二・小・原		年 月 日		免 許 の 種 類			
		そ の 他		年 月 日						
第 二 種 免 許		年 月 日								
現 有 資 格	教 習 指 導 員	普通二輪		年 月 日		警察庁方式運転適性検査 (認定資格)				
		大型二輪		年 月 日						
		普 通		年 月 日						
		中 型		年 月 日		第 号 年 月 日				
		大 型		年 月 日						

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第58号（第99条関係）

第 号

運転習熟指導員資格審査合格証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、指定講習機関に関する規則第7条第5号の規定により、香川県公安委員会が行う に係る運転習熟指導員についての技能及び知識に関する審査に合格した者であることを証する。

年 月 日

香川県公安委員会 印

別記様式第58号（第99条関係）

第 号

運転習熟指導員資格審査合格証書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、指定講習機関に関する規則第7条第5号の規定により、香川県公安委員会が行う に係る運転習熟指導員についての技能及び知識に関する審査に合格した者であることを証する。

年 月 日

香川県公安委員会 印

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)						
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長		
1~29 略					1~29 略						
30 道路交通法(昭和35年法律第105号)	第4条第1項~第101条の6第2項 略				第4条第1項~第101条の6第2項 略						
	第101条の6第4項	略			30 道路交通法(昭和35年法律第105号)	第101条の6第4項	略				
	第101条の7第1項	<u>臨時認知機能検査の実施</u>		○							
	第101条の7第2項	<u>臨時認知機能検査に係る通知</u>		○							
	第101条の7第4項	<u>臨時認知機能検査の結果に基づく講習の実施</u>		○							
	第101条の7第5項	<u>臨時高齢者講習の通知</u>		○							
	第102条第1項から第3項まで	<u>臨時適性検査の実施及び結果の判定並びに診断書の提出命令</u>		○				第102条第1項から第5項まで	<u>臨時適性検査の実施及び結果の判定</u>		○
	第102条第4項及び第5項	<u>臨時適性検査の実施及び結果の判定</u>		○							
第102条第6項~第104条の2の3第2項 略								第102条第6項~第104条の2の3第2項 略			

第104条 の2の3 第3項	臨時認知機能検査不受 検等に係る免許の取消 し	略
	臨時認知機能検査不受 検等に係る免許の効力 の停止	
第104条 の2の3 第5項	臨時認知機能検査不受 検等に係る聴聞を行う 免許の効力の停止に係 る期間の定め（第103 条第3項の準用）	
	臨時認知機能検査不受 検等に係る処分移送通 知書の送付（第103条 第3項の準用）	
第104条 の2の3 第5項	臨時認知機能検査不受 検等に係る処分移送通 知書の受理（第103条 第4項の準用）	
	臨時認知機能検査不受 検等に係る処分移送通 知書による免許の取消 し（第103条第4項の 準用）	
	臨時認知機能検査不受 検等に係る処分移送通 知書による免許の効力 の停止（第103条第4 項の準用）	
第104条 の2の3 第5項	臨時認知機能検査不受 検等に係る免許の取消 し又は免許の効力の停 止を受けた者の住所地 を管轄する都道府県公	

第104条 の2の3 第3項	臨時適性検査不受検に 係る免許の取消し	略
	臨時適性検査不受検に 係る免許の効力の停止	
第104条 の2の3 第5項	臨時適性検査不受検に 係る聴聞を行う免許の 効力の停止に係る期間 の定め（第103条第3 項の準用）	
	臨時適性検査不受検に 係る処分移送通知書の 送付（第103条第3項 の準用）	
第104条 の2の3 第5項	臨時適性検査不受検に 係る処分移送通知書の 受理（第103条第4項 の準用）	
	臨時適性検査不受検に 係る処分移送通知書に よる免許の取消し（第 103条第4項の準用）	
	臨時適性検査不受検に 係る処分移送通知書に よる免許の効力の停止 （第103条第4項の準 用）	
第104条 の2の3 第5項	臨時適性検査不受検に 係る免許の取消し又は 免許の効力の停止を受 けた者の住所地を管轄 する都道府県公安委員	

	安委員会への通知（第103条第9項の準用）		
第104条の2の3第7項	<u>臨時認知機能検査不受検等に係る免許の取消し又は免許の効力の停止に係る聴聞の実施の決定</u> （第104条の2第1項の準用）		
第104条の2の3第7項	<u>臨時認知機能検査不受検等に係る聴聞の通知及び公示</u> （第104条の2第2項の準用）		
第104条の2の3第8項	<u>臨時認知機能検査不受検等に係る処分移送通知書の再送付</u> （第103条第3項の準用）		
第104条の3第1項～第106条の2第1項 略			
第106条の2第2項	<u>臨時認知機能検査不受検等に係る仮免許の取消し</u>		略
第107条第1項～第108条第1項 略			
第108条の2第1項	略		
第108条の2第2項	<u>車両の運転に関する技能及び知識の向上を図るための講習の実施</u>		○
第108条の2第3項	略		
第108条の3第1項～第114条の3 略			
(1) 道路交通法施行令（昭和35年	第6条第3号～第22条第3号ハ 略		
	<u>第32条の3第1項</u>	略	

	会への通知（第103条第9項の準用）		
第104条の2の3第7項	<u>臨時適性検査不受検に係る免許の取消し又は免許の効力の停止に係る聴聞の実施の決定</u> （第104条の2第1項の準用）		
第104条の2の3第7項	<u>臨時適性検査不受検に係る聴聞の通知及び公示</u> （第104条の2第2項の準用）		
第104条の2の3第8項	<u>臨時適性検査不受検に係る処分移送通知書の再送付</u> （第103条第3項の準用）		
第104条の3第1項～第106条の2第1項 略			
第106条の2第2項	<u>適性検査不受検に係る仮免許の取消し</u>		略
第107条第1項～第108条第1項 略			
第108条の2第1項	略		
第108条の2第3項	略		
第108条の3第1項～第114条の3 略			
(1) 道路交通法施行令（昭和35年	第6条第3号～第22条第3号ハ 略		
	<u>第32条の3</u>	略	

政令第270号)	第32条の3第2項及び第32条の3の2第1項	緊急自動車（準中型自動車）の運転資格審査の実施及び合否の判定		○
	第32条の3の2第2項及び第32条の4	略		
	第32条の5第1項～第34条第4項第2号 略			
	第37条の4第7号	略		
	第37条の6の4第6号	臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習を受けないやむを得ない事情の認定		○
	第37条の8第3項	略		
第40条の2第2号・第41条の2第7号 略				
(2) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号)	第3条～第10条第3項 略			
	第18条の2の3第4項	略		
	第18条の2の3第4項			
	第18条の2の3第4項			
	第18条の2の3第4項	技能検査（大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に係るも	略	

政令第270号)				
	第32条の4	略		
	第32条の5第1項～第34条第4項第2号 略			
	第37条の4第7号	略		
	第37条の8第3項第6号	略		
	第40条の2第2号・第41条の2第7号 略			
(2) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号)	第3条～第10条第3項 略			
	第18条の2の3第4項	略		
	第18条の2の3第4項			
	第18条の2の3第4項			
	第18条の2の3第4項	技能検査（大型免許、中型免許及び普通免許に係るものに限る。）	略	

	のに限る。)に係る四肢・体幹障害者の運転に係る認定(第24条第6項の準用)	
第18条の2の3第4項	略	
第18条の2の3第4項		
第18条の3～第31条の6第2項 略		
第33条第5項第2号ニ	略	
第36条～第38条の4の6第2項 略		

(3)・(4) 略

(5) 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第1号)	第1条第2項第3号、第3項第3号、第4項第3号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号、第9項第3号及び第10項第3号	略
	第1条第2項第3	

	に係る四肢・体幹障害者の運転に係る認定(第24条第6項の準用)	
第18条の2の3第4項	略	
第18条の2の3第4項		
第18条の3～第31条の6第2項 略		
第33条第4項第2号ニ	略	
第36条～第38条の4の6第2項 略		

(3)・(4) 略

(5) 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第1号)	第1条第2項第3号、第3項第3号、第4項第3号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号及び第9項第3号	略
	第1条第2項第3	

	号、第3項第3号、第4項第3号、第8項第3号、第9項第3号及び第10項第3号	
	第3条～第8条第2項 略	
(6)～(12) 略		
(13) 道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）	第4条第1項第3号カ～第62条第9項 略	
	第68条	略
	第68条	
	第71条の6	
	第72条の2～第113条 略	
(14)・(15) 略		
31～101 略		
備考 略		

	号、第3項第3号、第7項第3号、第8項第3号及び第9項第3号	
	第3条～第8条第2項 略	
(6)～(12) 略		
(13) 道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）	第4条第1項第3号カ～第62条第9項 略	
	第68条	略
	第68条	
	第71条の5	
	第72条の2～第113条 略	
(14)・(15) 略		
31～101 略		
備考 略		

附 則

- この規則は、平成29年3月12日から施行する。
- この規則の施行の際現に交付されている第1条の規定による改正前の道路交通法施行細則別記様式第58号による運転習熟指導員資格審査合格証書は、同条の規定による改正後の道路交通法施行細則別記様式第58号による運転習熟指導員資格審査合格証明書とみなす。